より、

昨年度比47%増の総

2月26日から 3月19日まで

# 議会基本条例見直 し検討特別委の設置

### 概

要

間の会期で開かれました。 2月26日に招集され、 や災害公営住宅事業などに (平成25年第1回議会) は 25年度一般会計当初予算 岩沼市議会の2月定例会 防災集団移転促進事業 · 22 日

> となりました。 額477億円の大規模予算

般会計補正予算や財産の取 37件のほか、追加提案のあ 各種会計予算(当初·補正) 得など8件を原案通り可決 った24年度及び25年度の一 しました。 その他、条例等の改正案が

25年度予算は、 予算審査

> 伴う委員会条例及び政務調 査費の交付に関する条例の の部会で慎重審査しました。 特別委員会を設置し、三つ しました。 部改正案を原案通り可決 地方自治法の一部改正に

ました。 の「議会基本条例見直し検 本条例の見直しを行うため されたほか、岩沼市議会基 原案通り可決。大友健議員 討特別委員会」が設置され に対する陳謝の懲罰が可決 意見書は3件提出され

9人が行いました。 . を 5 会派が、 一般質問は、 会派代表質 個人質問は

## 政務活動費条例を可決 発 議 発議2号

の規定を追加するもの。 が生じた際の選任」など 任期」「委員に選任事由 できること」「特別委員の 員は常任委員になること」 により、委員会条例に「議 議長は常任委員を辞退 地方自治法の一部改正

務調査費の交付に関する 条例(一部改正) 岩沼市議会政

♥発議1号

岩沼市議会委

議

員会条例 (一部改正)

政務調査費に関する条例 の名称を「政務活動費」 が追加されたことから、 究」に「その他の活動」 称が変更されたほか、交 付目的に「議員の調査研 により、政務調査費の名 、変更するとともに、 地方自治法の一部改正

> するもの。 るよう新たに規定を追加 覧を請求することができ 議長に対して政務活動費 定。その他、どなたでも る経費の範囲を条例で規 動費に充てることができ 則で規定していた政務活 に関する収支報告書の閲

文の文 言 整 理を行うも 定についても関連する条 岩沼市議会基本条例の規 また、この改正に伴い

## ▼発議3号 対する懲罰の件 大友健議員に

大友健議員に陳謝の懲罰

その対応を協議しました。 う内容の発言がありまし 会 (議運委) を開催し、 た。急きよ議会運営委員 大友健議員から事実と違 3月5日の一般質問で 議運委では、問題とな

めました。しかし、大友 言の取り消しと陳謝を求 すべきと判断し、これを った発言を取り消し陳謝 れました。 として懲罰動議が提出さ 会の権 威をおとしめる」 とができなくなる上、 議会の秩序を保持するこ に反することがあっては、 事整理権及び秩序保持権 ったことから「議長の議 健議員はこれを行わなか 受け髙橋孝内議長は、発

すべきと判断されました。 の弁明を聴いた上、取り が設置され、大友健議員 委員会の報告の通り可決 の結果、陳謝の懲罰を科 扱いを議論しました。そ 直ちに懲罰特別委員会 本会議では、懲罰特別

> 消しと陳謝) 長から読み上げを命じら した。大友健議員は、 れた陳謝文 (賛成15、反対1) (発言の取り を朗読しま しま

#### 議 員 の 発

しました。 を開催し、 ありました。急きよ議運委 須藤功議員から井口經明: 長に対する不穏当な発言が 3月5日の一般質問で、 その対応を協議

うこととなりました。 賛成6、反対1で陳謝も行 ったことから採決を行い、 る陳謝については異論があ たが、発言取り消しに関す 発言の取り消しを求めまし 議運委では、委員全員が

謝がなされました。 員から発言の取り消しと陳 本会議を再開し、 須藤議

なされました。 だきたい」と異例の訓示 のないように心掛けていた うに登壇して陳謝すること ら須藤議員に対し「このよ 最後に、髙橋孝内議長か